

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業者指定（更新）申請について

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）は、以下の手順に従って申請書類を提出してください。

【新規指定申請の場合】

①事前相談

事前相談は随時受付けています。指定予定年月日の3か月前までに長岡市役所長寿はつらつ課まで御連絡ください。

（例）6月1日に新規指定を受ける場合→3月1日までに事前相談

②意向確認票の提出

事前相談により指定申請をすることになった場合、『**長岡市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）に係る意向確認票**』を提出していただきます。

③納入通知書による審査手数料の納付

新規指定申請にあたっては、長岡市手数料条例に基づき、審査手数料の納付が必要となります。

意向確認票により、新規指定申請の意向確認ができた場合、市から納入通知書を送付します。指定された期日までに最寄りの金融機関で納付してください。（新潟県の収入証紙、現金等で納付はできません。）

なお、**審査手数料の納付がないと、指定申請書の受理ができません**ので御注意願います。

④指定申請書の作成・提出

所定様式により作成してください。

作成した指定申請書は、審査手数料を納付した際の領収書の写しを添えて、指定予定年月日の**2か月前まで**に市へ提出してください。（持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により提出）

（例）6月1日に新規指定の場合→4月1日までに提出

【更新申請の場合】

①『更新申請のお知らせ』の送付と意向確認票の提出

有効期間満了日の3か月前頃に、市から事業所宛てに『更新申請のお知らせ』を送付します。更新する場合は、市が指定する期日までに『**長岡市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）に係る意向確認票**』を提出し、更新申請の意思表示を行ってください。

②納付書による審査手数料の納付

更新申請にあたっては、長岡市手数料条例に基づき、審査手数料の納付が必要となります。

意向確認票により、更新申請の意向確認ができた場合、市から納入通知書を送付します。指定された期日までに最寄りの金融機関で納付してください。（新潟県の収入証紙、現金等で納付はできません。）

なお、**審査手数料の納付がないと、更新申請書の受理ができません**ので御注意願います。

③更新申請書の作成・提出

所定様式により作成してください。

作成した更新申請書は、審査手数料を納付した際の領収書の写しを添えて、有効期間満了日の**2か月前まで**に市へ提出してください。（持参、郵送又は電子メールいずれかの方法により提出）

（例）5月31日に有効期間満了→4月1日までに提出

【各種書類の提出先】

長岡市福祉保健部長寿はつらつ課

〒940-0084

長岡市幸町2丁目1番1号（さいわいプラザ）

TEL：0258-39-2268

E-mail:hatsuratsu@city.nagaoka.lg.jp